



【第4回】 1月1日に20歳って…?

デロイト トーマツ 税理士 西村 美智子 / 中島 礼子

前回、前々回は期間の計算についてお話をしました。今回は「年齢」について少し考えてみたいと思います。

法人税法ではあまり登場しませんが、所得税や相続税(贈与税)に係る租税特別措置においては、「その年の1月1日において20歳」などの言い回しが登場することがあります。

「1月1日において20歳」の登場場面

内容	法令番号
住宅取得資金贈与(非課税)の受贈者の要件	措法70の2
贈与税の税率の特例における受贈者の要件	措法70の2の5
相続時精算課税における受贈者の要件	措法70の2の6
ジュニアNISAの利用可能期間	措法9の9
事業承継税制(贈与税)における受贈者の要件	措法70の7、70の7の5

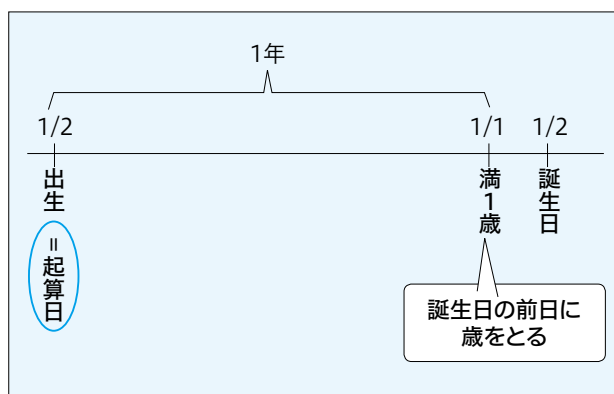
では、「2019年1月1日において20歳」であるのは、いつ生まれた人でしょうか? 2008年生まれの人でしょうか?

いいえ違います。それは、「2008年1月3日から2009年1月2日の間に生まれた人」なのです。

なぜこのような中途半端なことが生じるのでしょうか?

1月2日生まれは1月1日に20歳になる

実は、1月2日に生まれた赤ちゃんは1月1日に満1歳になります。誕生日の前日に年齢が加算されるので



す。このため、2008年1月2日生まれの人は、2018年1月1日に満20歳となります。

このような現象が生じるのは、年齢の計算が民法を準用していて、出生日から起算して1年という期間の満了をもって年齢が加算されることによります(年齢計算二関スル法律1条、2条)。出生の日から起算(=初日算入)して、1年という期間が満了するのは出生日の応当日の前日の午後12時です。このため、誕生日ではなく誕生日の前日に1歳年を取るのです。

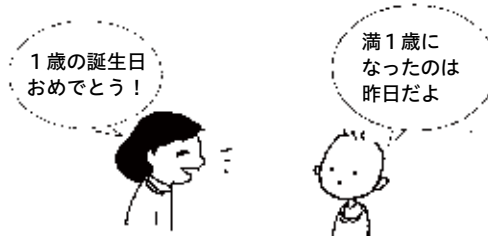
上述のちょっと不思議な現象は、このような年齢計算ルールにより生じるのです。

4月1日生まれは早生まれ

税法とは少し離れますが、この年齢の計算の数え方は、就学年齢の計算にも関係しています。

学校教育法においては、「保護者は、子女の満6才に達した日の翌日以後における最初の学年⁽¹⁾の初めから子女を小学校に就学させる義務を負う」という旨が規定されています⁽²⁾。

これは裏を返せば、3月31日に満6歳に達している子は、その4月1日に始まる学年から小学校に行く、ということになります。上述の年齢計算により、4月1日生まれの子は3月31日に満6歳になるので、6歳の誕生日を迎えてすぐに就学することになります。この結果、4月2日生まれから翌年の4月1日生まれが1つの学年を構成することになるのです。



※ 本文中意見にわたる部分は筆者の私見でありデロイト トーマツ 税理士法人の公式見解ではありません。

(1) ここで学年とは4月1日から3月31日を指します(学校教育法施行規則59条)

(2) 学校教育法17条1項